

## 個人番号（マイナンバーカード）提出用台紙

### ① マイナンバーカードをお持ちの方

コピーおもて面	コピーうら面

### ② マイナンバー通知カードをお持ちの方

・通知カードのコピーをお貼りください。

※通知カードは氏名、住所に変更が無いが、いま一度ご確認ください。

②通知カード ③マイナンバーカード、通知カード以外の方  
身分証明書のコピーをお貼りください。

下記のいずれかの身分証のコピーが必要です。

- ・運転免許証 ・運転経歴証明書 ・旅券（パスポート）
- ・身体障がい者手帳 ・精神障がい者保健福祉手帳
- ・療育手帳 ・在留カード ・特別永住者証明書

※ 写真が表示され、氏名・生年月日・住所が  
確認できるようコピーをお願いいたします。

### ③ 通知カード、マイナンバーカード、通知カード以外の方

マイナンバーが記載された住民票のコピーをお貼りください。

# 提出日を記入 寄附金税額控除に 捺印 請書

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和 ** 年 ** 月 ** 日 〇〇町 〇〇 〇〇		整理番号	
住 所	東京都〇〇区××市 ****-***	フリガナ	
		氏 名	東京 トウ <input type="checkbox"/> 印
		個人番号	〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇
電話番号	090-0000-0000	性 別	<input checked="" type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
		生年月日	昭和 ** 年 ** 月 ** 日 9 - 10 - 23

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号）を記入してください。

あなたが支出した地方税法第37条の「第314条（7）」に規定する特例対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合にあっては、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

## 1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	20,000 円

## 2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input checked="" type="checkbox"/>
<p>(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、①及び②に該当すると見込まれる者をいいます。</p> <p>① 特例控除対象寄附金の支出者（地方税法第100条第1項の規定による申告書を提出する義務を負う者）である者</p> <p>② 特例控除対象寄附金の支出者（翌年4月1日以後の年5月31日までに、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者）である者</p>	
② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input checked="" type="checkbox"/>
<p>(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う道府県知事又は市町村民税若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。</p>	

# 2か所チェック

（切り取らないでください。）

令和 年 寄附分	市町村民税 道府県民税	寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書
住 所	東京都〇〇区××市****-***	受付日付印
氏 名	東京 トウ 殿	
受付団体名		